

仕様書 1（警備業務仕様書）

1 基本的事項

(1) 業務の目的

本仕様書は、姫路市立美術館総合管理業務のうち、警備業務についての仕様であり、美術館の火災・盗難を予防及び不法不良行為の排除・予防を行うとともに、監視室における来館者の確認、甲の職員不在時の荷物等の受け取り、監視モニターによる防犯を行うことで、財産の保全及び人身の安全を図るため、受託者が行うべき業務の範囲と方法を定めるもの。

(2) 実施場所

姫路市立美術館（姫路市本町 6 8 番 2 5）

(3) 実施時間及びポスト数 ※総合管理業務ポスト一覧を参照

2 4 時間 1 ポスト

8 時 3 0 分～ 1 7 時 3 0 分 1 ポスト（庭園開放日のみ）

2 一般事項

(1) 諸手続

- ア 警備計画を提出し、承認を得ること。
- イ 警備業務を総括する警備業務管理責任者を選任し届け出ること。
- ウ 警備業務担当者に変更あるときは、事前に変更届を提出すること。
- エ 月間勤務予定表を作成し、前月の 2 0 日までに提出すること。
- オ 勤務予定表に変更が生じた場合は、速やかに、書面により報告すること。

(2) 警備業務の対象物件

警備業務の対象範囲は、美術館敷地内（前庭含む。）とする。

姫路市立美術館概要

- ・ 敷地面積 1 4, 9 8 4 m²（うち前庭 1 1, 5 6 5 m²）
- ・ 建築面積 2, 9 4 5 m²
- ・ 延床面積 3, 8 4 1 m²
- ・ 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建（一部 2 階）、日本瓦葺

(3) 業務場所及び範囲

ア 警備業務担当者詰所・・・甲が場所を指定

イ 仮眠室・・・甲が場所を指定

ウ 範囲

(ア) 甲の財産及び人身の安全を図るため、火災、盗難、外部からの侵入防止等の予防、早期発見、連絡、排除、消火等の初期対応を行う。

(イ) 防犯、防火及び防災の監視並びに巡視業務

(ウ) 入口の管理業務

(エ) 駐車場管理業務

(4) 業務内容

ア 防災、防犯及び監視業務

(ア) 自動火災報知設備、機械警備設備、監視モニター等での監視

(イ) 緊急時対応及び報告

(ウ) 電子錠及び鍵の管理（別紙「鍵管理業務要領」）

(エ) 機械警備用警報装置及び館内テレビ監視装置のセット及び解除

イ 巡視業務

(ア) 館内巡視業務

- ・館内巡視・来館者案内業務並びに入館者の監視不正行為の発見、排除及び連絡
- ・館内各所の安全確認及び防災機器の設置状態・異常の有無の確認
- ・館内各所の電灯状態並びに電源の点検、確認及び通報（不要場所の消灯）
- ・館内給水設備、火気等の異常の有無の点検、確認及び通報
- ・安全を損なう行為の防止及び火災その他異常の早期発見並びに通報、初期消火等
- ・館内出入口の解錠・施錠及び施錠の点検確認
- ・電動シャッターの開閉
- ・館内展示物、備品等の保全
- ・火災、災害時における来館者誘導等
- ・夜間の巡視、侵入者の発見と排除及びその他異常の発見と連絡

(イ) 館外巡視業務

- ・建物周辺の巡視
- ・門扉の開閉
- ・敷地内の不法駐車及び迷惑駐輪の防止
- ・防災設備の異常の確認・通報
- ・不法掲示物及び落書きの点検、除去及び報告

(ウ) 守衛業務

- ・来館者受付
- ・時間外出入者の管理・記録（甲の職員の最終退館者確認含む。）
- ・夜間電話等対応（必要があれば、甲に連絡すること。）

ウ 駐車場管理業務

納品業者車両等の調整・誘導

エ 警備業務管理責任者業務

(ア) 日常の業務全般の管理監督、配下の警備業務担当者への指示・調整

(イ) 警備日報の作成、報告

オ その他の業務

- (ア) 甲の指示による臨時警戒
- (イ) 機械警備システムによる警報発生時の初期対応
- (ウ) 国旗、市旗、美術館旗の掲揚
- (エ) 掲示物の掲出
- (オ) その他甲が必要と認めた業務

カ サービス規律

警備業務担当者は、業務遂行中、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (ア) 常に、定められた制服を着用し、社名及び氏名を表示した名札を着用すること
- (イ) 館内の防災計画を熟知し、緊急事態発生時に初期対応をするとともに、甲に報告すること
- (ウ) 業務時間中は、巡回経路及び所定の場所をみだりに離れてはいけない。

キ 報告書の提出

- (ア) 乙は、毎日、業務日誌を作成し、翌朝甲に報告し、確認を受けること。(甲の職員が勤務を要しない日で不在の場合は、翌出勤日)
- (イ) 乙は、毎日、来館者名簿及び時間外出入者の記録簿を作成すること。

ク 管理体制

本業務の円滑な実施を図るため、乙は、警備業務管理責任者を定めるものとし、警備業務管理責任者は、本業務のうち警備業務全般に責任を持って遂行するものとする。

ケ 安全管理

乙は、労働安全衛生法、労働安全衛生規則、その他諸法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、災害及び事故の防止に努めること。

コ 業務中の事故対策等

乙は、本業務の遂行に当たり、事故又は異常が発生した場合、被害を最小限に止める応急措置を講じるとともに、事故の発生原因、経過及び被害状況について調査し、甲に文書で報告すること。また、必要に応じて各関係先に連絡し、協議すること。